

都市計画公園の整備プログラム（第2次）に関する説明会 （松蔭公園）

1. 開催概要

日時：2019年8月3日（土） 午後7時～午後8時20分

場所：中川区 中川学校体育センター

出席者：80人

2. 記録等

別紙のとおり

3. 結果

説明会でいただいたご意見を踏まえ、以下のような予定で進めてまいります。

公園事業の予定について

時期	区域	予定
2018年度～ 2027年度	優先事業化区域	2027年度までに事業着手予定

【参考】松蔭公園の整備プログラム（第2次）



-  : 現在の都市計画公園区域約4.0ha
-  : 今後10年以内に事業着手する区域
-  : 都市公園や公有地
神社仏閣等の買収・整備を必要としない区域

◎記録等

1. 説明内容

(1) 都市計画と整備プログラムの見直しの必要性について

- ・ 平成 20 年策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」に基づき、都市計画の見直しと公園事業を進めてきたが、公園緑地を取り巻く状況が変化したことから、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となった。
- ・ このため、平成 20 年の都市計画の見直しの基本方針をもとに、平成 28 年の名古屋市緑の審議会からの答申の内容をふまえた新たな視点を加え、平成 30 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」を策定・公表した。

●松蔭公園について

(2) 現状

- ・ 松蔭公園は、昭和 22 年に都市計画決定が行われた。
- ・ 公園種別としては、概ね 1 km 以内にお住まいの方々の利用を目的とした、地区公園である。
- ・ 現在の計画区域の面積は、約 4.0ha となっている。
- ・ 事業に未着手となっている区域は、住宅等となっている。

(3) 整備プログラム（第 2 次）について

- ・ 平成 20 年 3 月に策定した「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」（第 1 次）について、平成 20 年 10 月に説明会を開催した。第 1 次の都市計画の見直しの方針で、松蔭公園の西側区域を「削除検討区域」とし、平成 22 年 3 月に都市計画の区域変更を行った。また、当時すでに公園として整備されていた区域を平成 22 年 3 月に計画区域に追加した。
- ・ 平成 30 年 3 月に策定した第 2 次整備プログラムでは、既に公園として利用されている区域の南側を「優先事業化」区域とした。「優先事業化」区域は、平成 30 年度（西暦 2018 年度）から 10 年以内、西暦 2027 年度までに事業に着手する区域となっている。
- ・ 今回の第 2 次整備プログラムにおいても、第 1 次整備プログラムの事業着手時期から変更はない。
- ・ 都市計画公園の区域内で建築を行うことは可能だが、都市計画法第 53 条、第 54 条の規定により、構造や階数について建築制限がかかる。
平成 20 年度の説明会では、10 年以内に事業着手する区域でなかったため、「3 階まで可能」とする緩和措置の説明をさせていただいたが、事業着手時期の目途が 10 年

以内とする「優先事業化」区域となるため、「2階建て」までの制限となる。

2. 主な質疑

質問 補償について、具体的な説明をしてほしい。

回答 事業認可の後に、個別に建物や土地の詳細な照査を行わせていただきます。土地については、市場で出回っている正常な取引価格を基準に査定し、建物については、取り壊して移転して頂く必要があるため、その移転に要する必要な費用を補償させていただきます。土地や建物がそれぞれ違っているので、事業着手をしましたら、用地買収の専門の職員が個別にお話しさせていただくこととなります。

質問 松蔭公園優先事業化区域は10年以内の事業着手となっているが、もっと詳しい見通しを教えてほしい。また、対象地区には75軒ほどの対象者がみえる。土地所有者や居住者など、それぞれの方の事情が異なるので、1軒1軒の希望に寄り添って円満に解決して頂きたい。

回答 具体的な見通しについてですが、市内に32公園の長期未整備公園緑地があり、現在3公園について用地取得を行っています。その3公園の目途が着いたら、松蔭公園と松葉公園の事業に入らせていただくこととなります。

事業着手後は、事業認可期間を通常5年、場合によっては7年設定しますので、その期間内で、ご相談しながら事業を進めていくこととなります。

補償については、土地所有の方、建物所有の方、お住まいを借りてみえる方、全ての権利者の皆様のお宅を一軒一軒ご訪問し、ご事情をお聞きした上で、関係権利者の皆様との合意の元、任意契約を進めさせて頂きたいと思っております。

質問 事業に着手するというのは決定なのか。

回答 事業着手時期の目途については、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」で公表させていただいておりますので、このように進めさせていただきたいと考えております。

質問 事業着手前に家の評価をして、皆さんと相談してから着手してほしい。そうでなければ、みんなが不安でしょうがない。

回答 土地の評価、建物評価につきましては、事業認可、事業に着手してから進めさせていただく原則がありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

質問 事業認可まで説明会はないのか。定期的にやってもらったほうがよい。例えば市長が替わられた場合にまた計画が変わったでは困る。

回答 事業認可を取る段階で、説明会をさせていただきたいと考えております。
整備プログラムについては地域の方に説明しているものであるため、計画的に進めていきたいと考えています。

質問 みなさんの要望は、いつになったら出ていけるかと、予算はどのなのだろうかという事だが、松蔭公園の整備費は幾ら位になるのか。

今日の説明会は 10 年前の説明会と何も変化していない。これでは説明になっていない。10 年前の説明会に参加していた職員が誰もいない。当時の職員が一人でもいれば、前回の質疑を受けての返答があるはずだ。もう少し実のある話をさせていただきたい。

回答 10 年前の説明会でのお約束どおり、10 年経っても計画として 2027 年度までに事業着手する予定から変更がないことをご説明する必要があると考えて、本日、ご説明しております。

整備にかかる費用につきましては、用地取得にかかる費用、移転補償にかかる費用と公園の施設整備にかかる費用がありますが、本日はその想定金額について準備しておりませんでしたので、お答えすることが出来ません。

質問 松蔭に土地を持っているが、自宅は船頭場公園に近い。船頭場公園は、あつという間に用地買収され、ほとんど整備が終わりそうだ。どうして、松蔭公園はすぐ着手できないのか。公園として必要ではないのか。

回答 船頭場公園は、港区にある長期未整備公園であり、10 年前に策定された整備プログラムでは事業着手第 1 期として平成 29 年度までに事業着手する位置づけでした。松蔭公園は当時第 2 期の着手予定でした。

松蔭公園は、平時はおおよそ歩いて見える方が利用されることを想定した地区公園として 4 ヘクタール規模が必要だをご説明させていただきました。また、災害時は避難スペースやがれき置き場、仮設住宅などのオープンスペースとして必要であり、平時も災害時も必要な地区公園と位置づけさせていただいております。

質問 2027 年度に事業着手するとして都市公園の利用の用途はいつか。

回答 2027 年度に事業着手するとして、事業着手後 5~7 年かけて用地取得、さらに整備で 3 年かかるとすれば、2037 年度頃になります。

質問 公園として利用できるのが 18 年も先で、南海トラフ地震などに間に合うのか。

回答 限られている予算の中で、集中投資して出来るだけ急いで事業を進めているところになります。

質問 さきほどからの回答は、全く我々の立場に立った回答になっていない。この地区に住宅と土地を持っている方々の平均年齢を把握しているのか。60 歳未満の方はほんの数%だ。公園の優先順位の根拠となった評価に、平均年齢の項目は入っているのか。

回答 年齢は項目に入ってございません。

質問 なぜ、入っていないのか。10 年前の説明会から皆さん年を取られた。それでもまだ、事業着手までに 7, 8 年かかる。ここにいる方の数十%がいなくなってしまう。それでは我々は困る。

回答 松蔭公園に関しては、早く進めさせていただく方向で考えております。それでも 10 年近くかかってしまい、大変申し訳ありませんが、ご理解頂きますようお願いいたします。

質問 先ほど避難場所になるとの説明であったが、水害の避難場所にはならない。土地柄を知ってから交渉ごとに入ってほしい。

10 年前の説明会で、事業費に 2, 400 万かかると聞いたが、これも明確なものを出してほしい。

回答 災害の形態は地震による火災等の場合もありますので、状況に応じた避難の仕方が必要な場所と考えています。

10 年前の 2, 400 という数字については、当時、長期未整備公園緑地が 40 公園緑地あり、その全体事業費が概算で 2, 400 億円とご説明させていただいたと認識しています。

質問 2027 年度までにこの説明会はあるのか。

回答 2027 年度までに事業着手の説明会の予定はありますが、このような整備プログラムに関する説明会は予定しておりません。ただ、5 年毎に見直しをすることもありますので、大きな変更があった時は説明会をさせていただきます。

質問 10 年前に説明会を開催してほしいと依頼したが、開催されず、突然アンケートが来た。その次に第 2 次整備プログラムの案を区役所やコミュニティセンターに取り行くか、ホームページで見るとのことだった。第 2 次整備プログラム案に対する市民意見の結果もホームページで確認しろとのことだった。この地区

でホームページを見られる方は 1 割か 2 割ぐらいではないか。その辺りの気配りや配慮もお願いしたい。

回答 結果などの周知について、こちらの配慮が足りず、大変申し訳ありません。

質問 5 年、10 年のスパンで説明されても動きようがない。例えば 1 年後とかにまた説明会をすることはないのか。

回答 本日配布した資料に問い合わせ先を記載しておりますので、個別にご相談いただければご説明いたします。

質問 前回の 10 年前の時に市役所に説明を聞きに行ったが、説明になっていない説明をされ、あっちへ行け、こっちへ行けという対応だった。今日聞き忘れたことや疑問に思ったことをまた、市役所に問い合わせても同じような対応になるのではないか。

回答 10 年前の対応については、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。ご不安な事があれば、ご連絡をいただければと思います。

本日、皆様からいただいたご意見とそれに対する回答は記録に残して、皆様へ送らせていただきます。

質問 今日決まったことの説明を受けて、次の準備に入ろうという気持ちで参加したので、残念だ。私たちの息子の代に代替わりして、先代の約束は知らない、出ていくのは嫌だとなったら、どうするのか。

回答 事業着手した時に、関係される皆様方と交渉させていただくことになります。